

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

契約

私たちの暮らしの中には契約があふれています。コンビニで買い物をする、ネットショッピングをする、ファミレスでランチする、バスに乗る、スマホを使うetc...すべて契約です。消費者トラブルに巻き込まれないよう、基本的な契約のルールを知っておきましょう。

これを
ください!

申し込み

消費者

代金を支払う義務
商品を受け取る権利



合意

契約
成立



ありがとう
ございます!

承諾

事業者

商品を引き渡す義務
代金を受け取る権利

「契約」とは法的な責任が生じる約束のことです。消費者(お客)と事業者(お店)の「買いたい」「売りたい」というお互いの意思の合致で成立します。契約書はなくても、口約束で成立します。契約が成立すると消費者には「代金を支払う義務」が、事業者には「商品やサービスを引き渡す義務」が生まれます。正当な理由がない限り一方的に契約をやめることはできません。



契約は口約束で成立! 一方的にはやめられない!

契約する前に考えよう!

それは本当に必要なものですか?

信用できるお店ですか?

妥当な値段ですか? 支払える金額ですか?

品質は大丈夫ですか?

消費者トラブルのご相談は!

消費者ホットライン
[ナビダイヤルサービス]



い や や
1 8 8

近くの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費生活
相談窓口
(直通電話)

宮崎県消費生活センター

TEL 0985-25-0999

都城支所

TEL 0986-24-0999

延岡支所

TEL 0982-31-0999

